**キッチンプロジェクト　返礼品提供事業者募集要項**

**１．目的**

キッチンプロジェクト（以下、「プロジェクト」）寄付者への返礼品提供に協力をいただ

ける事業者（以下「返礼品提供事業者」）を募集します。

**２．返礼品提供事業者の要件**

返礼品提供事業者は、以下の要件に全て適合している必要があります。ただし、要件に

適合していても、適当でないと認めた場合は、この限りではありません。

（１）伊勢市内に本社（本店）、支社（支店）、事業所、工場のいずれかがあり、伊勢市内

　　　で生産、製造、加工またはサービスの提供（販売を含む。以下同様）を行っている

　　　法人、その他の団体または個人事業者（以下「事業者」）であること。

ただし、伊勢市内で生産された農作物、リサイクル等を原料に加工・製造・販売を

行っていると認められる場合は、市外の事業者も可能とする。

（２）市税、県税、国税等に未納がないこと。

（３）各種法令等を遵守した生産、製造、加工またはサービスの提供を行っていること。

（４）代表者等が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律および暴力団排除条例

　　　に掲げる暴力団の構成員等でないこと。

（５）伊勢市個人情報保護条例および関係法令を遵守し個人情報を適切に取り扱うこと

　　ができる事業者であること。

　（６）その他、プロジェクトの目的に賛同し、返礼品等の提供に関する業務等、直接行う

ことに同意できる企業であること。

**３．返礼品の要件**

　（１）２の要件を満たす事業者が生産、製造、加工またはサービスの提供を行っている加

工食品、生鮮食品、工芸品等であり、以下の要件に全て適合している必要があります。

ただし、要件に適合していても、返礼品として適当でないと認められた場合は、この

限りではありません。

　　　ア　伊勢市内で生産、製造、加工またはサービスの提供を行っているもの。

　　　イ　伊勢市の魅力を発信し、地域産業の振興につながる要素をもつ商品等であるこ

と。

　　　ウ　品質および数量の面において、安定供給が見込めること。ただし、季節限定、期

　　　　　間限定などの場合は、提供期間内において安定供給が見込めるものであること。

　　　エ　食品については、配送業者と調整のうえ、寄付者に商品到着後２日間の賞味（消費）期限が保証されるものであること。

　　　オ　公序良俗に反していないこと。

　　　カ　食品衛生法、食品表示法、農林物資の規格化等に関する法律、商標法、特許法、

　　　　　著作権法、不当景品類および不当表示防止法、不正競争防止法など、関係法規を

　　　　　遵守しているものであること。

　　　キ　返礼品に関する情報（返礼品の説明や写真データ等）が提供可能であること。

　　　　　写真データ等について、返礼品提供事業者以外の第三者が著作権を持つ画像を

　　　　　使用する場合には、必ず利用の許諾を受けていること。

　（２）（１）の規定によらず、プロジェクトが特に認めたものについては、返礼品として

　　　　認める場合があります。

　（３）返礼品は、寄附金額の区分に応じて募集します。寄附金額区分の詳細は下表のとお

　　　　りとし、各区分における返礼品のプロジェクトの負担額は寄附金額の３割を上限

とします。なお、返礼品の価格には消費税、梱包代を含むものとします。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 寄附金額区分 | 返礼品の価格（税込、梱包代） | 送料 |
|  | 3,000円以上 | 1,000円相当 | プロジェクト負担 |
|  | 5,000円以上 | 1,500円相当 |
|  | 10,000円以上 | 3,000円相当 |
|  | 20,000円以上 | 6,000円相当 |
|  | 50,000円以上 | 15,000円相当 |
|  | 100,000円以上 | 30,000円相当 |
|  | 上記以外（3,000円以上で1,000円刻み） | 寄附額の3割相当 |

　＜留意事項＞

　　① 返礼品の価格がプロジェクトの負担額を超えた場合、超えた部分については返礼品

提供事業者が負担する。

② 実際かかった費用が返礼品の価格を下回る場合は、実際にかかった費用をプロジェ

クトが負担する。

③ 複数回に分けて返礼品を発送する提案の場合は、合計の商品価格、梱包代で返礼品

の価格を設定すること。

（４）返礼品の申込みは、１事業者２品を上限とします。ただし、申込状況等により上限

数は調整する場合があります。

**４．募集期間**

 令和３年（２０２１年）６月７日（月）から令和３年（２０２１年）６月１４日 （月）

まで

**５．申請方法**

次の書類に必要事項を記入し、関係書類を添え、伊勢市社会福祉協議会地域福祉

　　　課へ持参または 郵送にて提出してください。なお、申請にかかる費用の一切は、返

　　　礼品提供事業者の負担とします。

ア　キッチンプロジェクト返礼品提供事業者登録申請書（様式第１号）

イ　キッチンプロジェクト返礼品提案書（様式第２号）※１商品につき１枚作成

ウ　事業者概要（任意様式）（パンフレット等でも可）

エ　営業許可証の写し（営業許可を必要とする事業を営まれている事業者。※有効 期限内のものに限る。）

オ　誓約書（様式第３号）

**６．返礼品提供事業者および返礼品の審査結果**

プロジェクトにおける選定基準に基づき申請内容を総合的に判断し、返礼品提供

　　　事業者登録 の可否および返礼品の採択を審査します。その結果を「キッチンプロジ

ェクト返礼品提供事業者登録および返礼品承認（不承認）通知書」 （承認：様式第

４-１号、不承認：様式第４-２） により返礼品提供事業者へ通知します。

**７．個人情報の保護**

 返礼品提供事業者は、個人情報の取扱いについて、個人情報保護条例および関係法

令を遵守してください。提供された寄附者の個人情報は、返礼品の送付以外の目的に

使用することはできません。

**８．返礼品提供事業者および返礼品の見直しについて**

（１）必要に応じて返礼品提供事業者と見直しの協議を行うことがあります。

**９．その他の留意事項**

（１）プロジェクトのイメージを損なう事態を招いた場合は、期限内であっても登録を取り消すことがあります。

（２）返礼品提供事業者は、返礼品決定後、プロジェクトに必要とする書類や画像等の提供依頼があった場合は提出してください。

（３）広報活動を行う中で、必要に応じて返礼品提供事業者へ返礼品見本の提供のお願いをする場合があります。

（４）返礼品提供事業者は、返礼品の発送の遅延、発売中止、品質および発送過程での事故等の問題が発生した場合には、速やかに報告してください。

（５）返礼品に関して寄附者から苦情等があった場合は、苦情内容について報告してください。なお、品質等による保証については、返礼品提供事業者が行うこととします。

（６）登録された商品は、寄附者より返礼品として選択された場合に提供をお願いするものです。選択されない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

この要項は、令和　３年　６月　１日より施行する。